



熊野古道世界遺産登録 15 周年 幸せを結ぶ路～熊野古道伊勢路～

熊野古道は、各地から熊野三山へ詣る道で、いくつかのルートがあります。その中で伊勢神宮から始まる道は「熊野古道伊勢路」と呼ばれ、参詣道として、また、生活の道として大切に守られてきました。

地域の尽力のもと、その歴史や文化的景観が評価され、平成 16 年 7 月 7 日に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、今年、世界遺産登録 15 周年を迎えました。

写真提供：三重県

目次・主な内容

■ 三重経協 News

2

■ 事務局 News

10

■ 三重労働局 News

8

■ れんらく・つうしん

10

■ 三重県労働委員会 News

9

■ 業務日誌

12

協会事業活動報告

第62回三重労使会議



第 62 回三重労使会議風景

9月12日(木)三重県総合文化センター文化会館棟「2階大会議室」にて、第62回三重労使会議を経営者側13名、労働者側17名の出席者で開催しました。

初めに連合三重 吉川会長、三重県経営者協会 小倉会長より挨拶をしました。

小倉会長より最近の経済情勢について、米中間題の長期化による輸出関連企業を中心に今後ますます厳しさが増すことが予想され、また、日韓関係の悪化が深刻

となり、県内においても訪日韓国客が減少しており、今後、予断を許さない状況となっています。労使協働で取り組んでおります三重労使雇用支援機構において、今年度は「労使協働による働き方改革に関する意識等調査業務」を県より受託し、事業所・労働組合・県民に対して10月より実施します。今年「働き方改革関連法」が段階的に施行され、特に年次有給休暇5日取得義務については企業規模を問わず施行されます。特に中小企業・小規模事業者にとっては、厳しい状況であり、対応に苦慮しています。労働力人口の減少、人手不足が進む日本では、人材確保が重要な経営課題になっており、これを解消するためにも仕事のやり方や、会社の仕組みの見直しまで含めて、法制度の改正と並行した改革が必要です。労使一丸となって、企業を永續させるための知恵を出し合い、一層の活力を生み出す「賃金体系」や「勤務体系」のあるべき姿を模索し、「働き方改革」を推進していかねばならないとの挨拶でありました。



挨拶する小倉会長



小倉会長に要請書を手渡す連合三重吉川会長

その後、連合三重側より経営者協会に対し2020年度「政策・制度要請書」が提出されました。

次に、「ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現に向けた働き方改革の推進と不払い残業の根絶並びに過労死ゼロ対策等の推進宣言(案)」について三重労使会議として確認が行われました。また、その後、2009年5月25日に宣言しました、「雇用と安定と創出に向けた労使共同宣言」から10年が経過したこともあり、一度宣言の内容を事務局で検討する旨が伝えられました。

今回は、会議終了後Cotti菜にて昼食懇談会を開催し、終始和やかな労使の意見交換の場となりました。



Cotti 菜での集合写真

■労使協働事業活動報告

- ①三重労使雇用支援機構活動報告
 - ・労使協働による働き方改革に関する意識等調査事業
 - ・働き方改革アドバイザー派遣(入門編)
- ②障がい者ステップアップ推進運動について
(ステップアップカフェ Cotti 菜5周年について)
- ③婚活事業「素敵なお出合いの会」“ハピマリ”活動

■労使セミナー

テーマ：障がい者雇用の推進に向けて

- ①「ステップアップカフェ Cotti 菜」総責任者 豊田 悦子 氏より
メッセージを預かっており、連合三重 金森副会長が代読
- ② 三重労働局 局長 下角 圭司 氏よりご挨拶
- ③ 三重県雇用経済部 部長 村上 亘 氏よりご挨拶
- ④ 講演：「障がい者雇用の推進に向けた人材育成と今後の課題」
講師：東京通信大学人間福祉学部 教授 松為 信雄 氏



講演する松為講師

労務管理改善協力委員会（7月第1部会活動報告）



労管第1部会風景

7月24日（水）プラザ洞津「孔雀の間」において、7月第1部会を開催しました。当日は50名の参加者でした。

中林第1部会長（三重交通㈱）の挨拶に続いて講演が行われました。今回は、2020年卒の採用活動の準備をしていく時期となり、新卒採用においては年々非常に厳しい状況となっております。このような状況下において、いかに良い人材を獲得するかが大きなポイントであり、手法も多様化する中で、参加者の皆様には改めて採用活動に必要な不可欠となる「インターンシップ」の重要性を含め、次年度の準備を行う為の参考となりました。

◆プログラム

◎講演：「2020年卒採用戦線の現状及び2021年卒の展望について」

- ・2020年卒全体の概要
- ・2020年卒学生の内々定状況
- ・今後の見通しと採用手法の多様性・トレンド
- ・グループ討議

講師：株式会社マイナビ 就職情報事業本部東海営業統括部
東海営業部 部長 西 英雄 氏



挨拶する
中林第1部会長



講演する西講師

労務管理改善協力委員会（9月第2部会活動報告）



労管第2部会風景

9月18日（水）三重県勤労者福祉会館 6階講堂において、今回の労務管理改善協力委員会9月第2部会は三重県と共催で開催しました。当日は70名と非常に多くの参加者でありました。

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課男女共同参画班課長補佐兼班長の柴田恵理砂氏の挨拶に続いて講演が行われました。人口減少下における人材確保が深刻な経営課題であり、また将来予測が困難な厳しい経営環境である

中で、多様な人材が活躍するダイバーシティ経営が注目されております。更に本年4月の出入国管理法の改正により外国人材への関心が高まり、またLGBT等の当事者は13人に1人いるとも言われている中、誰もが安心して働ける職場環境が求められています。ジェンダー平等推進等を掲げるSDGsや働き方改革にも関わるテーマであり、多様な人材確保や今後の企業活動にプラスになるダイバーシティ推進の参考にして頂ける内容でありました。



挨拶する
柴田課長補佐

◆プログラム

講演テーマ「ダイバーシティ（多様性）の推進に向けて」

～入管法改正及びLGBTに関する知識と企業としての対応・活動～

第1部：「性の多様性とLGBT -企業が取り組む意義とは何か-」

講師：NPO法人Rainbow Soup 代表 五十嵐 ゆり 氏

第2部：「入管法改正に伴う外国人材の雇用と企業の対応」

講師：一般社団法人 アジア国際交流センター協会

代表理事 三谷 雅彦 氏



講演する
三谷講師



講演する
五十嵐講師

就職支援協定締結大学との三重県「産・学」就職情報交流会in関西

8月6日(火)三重県「産・学」就職情報交流会in関西を37名の参加者で開催致しました。

三重県で、平成28年度から県内企業へのU・Iターン就職を支援するため、県内出身者の多い県外大学18校(中部7校、関西9校、九州1校、関東1校 令和元年8月現在)と就職支援協定を締結しております。今回は初めての試みとして18校の協定校の内、関西地区の大学3校をバスで訪問し、各大学のキャリアセンター職員との名刺・情報交換会を行いました。今回参加された企業の多くは中小企業で、普段なかなか単独では訪問出来ない状況の中、今回の交流会を通して、各大学とのネットワークを構築することができ、参加者からは非常に好評でありました。今回は、1日で3校を訪問するというタイトスケジュールであった為、1校あたりの時間が限られてしまい、今後の検討課題となりました。



京都産業大学名刺交換会風景



京都産業大学概要説明風景



立命館大学概要説明風景



立命館大学名刺交換会風景

※この交流会は、三重県からの受託事業として当協会が運営しました。

※訪問大学

・京都産業大学、立命館大学 大阪いばらきキャンパス、京都橘大学

※内容

第1部 大学による概要説明及び質疑応答

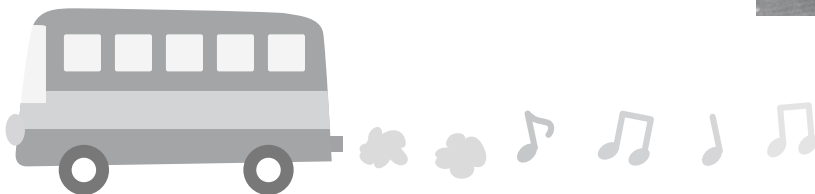
第2部 キャリアセンター職員との名刺・情報交換会



京都橘大学概要説明風景



京都橘大学名刺交換会風景



中部経協三県連携事業

新入社員フォロー研修第1回「社会人基礎力を身につける」



グループ別ゲーム風景

7月26日（金）プラザ洞津「孔雀の間」において、新入社員フォロー研修第1回「社会人基礎力を身につける」を開催しました。当日の参加者は39名でした。

この研修は今年で6年目となり、参加者も年々増加しており、今年度は5社39名の参加者で非常に人気の研修であります。

講師は昨年に続き㈱ソ・ラボ 代表取締役の山田将史氏を講師にお迎えし、前半は入社して約4ヶ月が経過し、今どんな気持ちか、また、この研修を通じてどんな事を掴みとれたら嬉しいか確認しました。

その後、グループに分かれてブロックを使って、経営シュミレーションゲームを行い、各グループそれぞれが役割分担をしながら1年毎の（合計3年）決算を行いました。山田講師が博士となり、グループの中で役割が営業の方の一部は、博士に必要以上に色々と聴き出し、うまく活用している場面も見受けられました。後半は、3グループに分かれ、各グループ横一列になり、日本地図を作成するミッションがあります。これは各個人別に記載された紙にそれぞれの指示が記載されており、指示に基づきゲームを行います。ゲーム中は一切しゃべることが許されず、メモによる伝達手段のため、皆さんひたすらメモを書いて隣に渡し、ゲームの目的を達成しようと必死に頑張っていました。

また、最後に働く目的を考え、それを踏まえて次回までの行動目標を落とし込みました。

■研修の目的

- ①主体性 ②働きかけ力 ③実行力

ルール

- ・礼儀礼節を守る ・時間厳守 ・反応する（聴く、姿勢） ・全員で助け合う

今日を素晴らしい1日にするために

- ・積極的に!「今・ここ・自分」→たくさん発言し、たくさんチャレンジし、そして失敗すること!
・メモをする ・シェア（共有）する



講義する山田講師

階層別研修第1回「管理職マネジメント基礎講座」開催

～グローバル時代に求められるビジネスパーソン像と管理職の育成～



階層別研修風景

8月2日（金）アスト津 4階「会議室1」において、階層別研修第1回「管理者マネジメント基礎講座」を開催しました。今年で7年目を迎える人気の講座であり、今回は10社32名（内、女性4名）の参加者となりました。当日は、26名の参加者でした。

講師は、昨年に続き㈱ヒューマンブレイン 代表取締役の稲垣正己氏をお迎えし、午前中は「実力と魅力」のある管理者とは何か、環境の変化と企業活動、リーダーに求められる能力を中心に行われました。午後からは「POWER診断」による個人のリーダーシップの特徴、更に「タイプ別診断」を用いて講義が進められました。随時グループ内で討議しながら、自分がリーダーとしてまわりにどのような影響を与えているか考えて頂きました。

■主なプログラム

- ・「実力と魅力」のある管理者
・21世紀のキーワードは環境変化への適応能力（個人の力 → 組織の力）
・求められるパラダイムの変換 ・環境の変化と企業活動 ・リーダーに求められる能力
・POWER診断 ・タイプ別診断



講義する稲垣講師

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会の開催

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会を2回下記の内容で開催しました。また、施設見学も含めた内容であり、後半のグループディスカッションや名刺交換会では、様々な立場の方々が障がい者雇用に関しての様々な課題解決に真剣に議論する場となりました。

■開催内容

No.	日時及び開催場所	プログラム
1	伊勢会場 8月22日(木) 13:30～16:30 三重県伊勢庁舎 大会議室 参加人数：36名	主催者挨拶 三重県雇用経済部雇用対策課障がい者雇用班 班長 松本 哲哉 氏 (1) 就労支援について 説明・取組紹介 ①「障がい者雇用における就労支援について」 伊勢公共職業安定所 上席職業指導官 高原 孝祐 氏 ②「就労移行支援事業について」 株式会社 JSM ジョブステーションマツサカ・ベルカレッジ 代表取締役 三村 作典 氏 (2) グループディスカッション・フリートーク(名刺交換会)
2	津会場 8月27日(火) 13:30～16:30 三重県総合文化センター 多目的ホール 参加人数：62名	主催者挨拶 三重県雇用経済部雇用対策課長 松下 功一 氏 (1) 取組紹介・施設見学 ①取組紹介 ②施設見学(ステップアップカフェ Cotti 菜) 社会福祉法人朋友 統括施設長 豊田 悦子 氏 (2) グループディスカッション・フリートーク(名刺交換会)



伊勢会場風景



津会場風景

働き方改革セミナー

～同一労働・同一賃金への企業の対策について～



セミナー風景

9月5日（木）プラザ洞津にて、三重県主催、運営（三重労使雇用支援機構）の働き方改革セミナーを59名の参加者で開催しました。今回は通常のセミナーだけでなく、グループワークを含めた内容でありました。4月より段階的に働き方改革関連法が施行され、一部の企業様から「そもそもなぜ働き方改革が必要か?」や「取り組みは行っているが、なかなかうまくいかない」等のお話がある中、更に来年4月より（中小企業は令和3年4月から）施行される同一企業内において正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止（同一労働・同一賃金）の対策も検討し始めて頂かなければなら

ない時期となりました。参加者の多くがこの課題について関心が高く、後半行ったグループワークでも他社の取り組み状況や、課題等を皆さん真剣に議論されており、今後推進する為の参考にされていました。

（内容）

テーマ：「働き方改革に取り組むことの必要性について」

内 容：主催者挨拶：三重県雇用経済部雇用対策課 課長 松下 功一 氏

- ①そもそもなぜ働き方改革が必要か？
- ②働き方改革に取り組むことの重要性の再認識と生産性向上や優秀な人材確保・定着促進について
- ③県内企業の先進事例等の事例紹介
- ④同一労働・同一賃金への企業の対策について
- ⑤グループワーク

講 師：ダイ・マンパワーマネジメント 代表 大地 勉 氏（社会保険労務士）

（元株式会社百五総合研究所 経営コンサルティング部部長兼主席研究員）



主催者挨拶をする
松下課長



講演する大地講師



グループワーク風景



－ 11月 は「労働保険適用促進強化期間」です－ 1人でも雇ったら、労働保険！

労働保険とは…

「労災保険（労働者災害補償保険）」と「雇用保険」の総称であり、政府が管理・運営している強制加入保険です。農林水産業の一部を除き、労働者（パートやアルバイト等含む）を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

労働保険の加入手続きをしないままですと…

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続きを行わない（未手続）の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します（費用徴収制度）。

【お問合せ先】 三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問合せ下さい。

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました。

改正貨物自動車運送事業法等の荷主関連部分の施行（国土交通省における制度改正）

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み 取卸し 荷運び・仕分け 搬入等

ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合は、その旨を記録することになります。

● 荷主との契約前に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。
また、記録内容について書式が統一されたにもかかわらず、あるいは記載が漏れなかったにもかかわらずも記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の待機時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により適切な履行が阻害されることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運営を妨げる一因となっています。
こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業法安全法制」を改正しました（令和元年5月10日・公布、同年6月15日・施行）。

この法令改正は、トラックドライバーが運送業務に専らに従事しているトラックドライバーに限定した旨に、業種地点等で積込み取卸しは記録し、及び附帯業務（以下「荷役作業」という）を実施した場合も乗務記録の記載対象とすることで（荷主については、平成29年7月に既に記載対象となっています）、国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実施を把握することで、トラック運送事業者と荷主との協力による改善への取組を一層促進するとともに、際としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して適度な要求をし、長時間労働を是正し、また、荷主に対して適正な取引を促すことによる効果も期待されています。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

国土交通省
JTJ 全日本トラック協会 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が落ちることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主と送先との都合による長時間の待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等が発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が不可欠です。

※「荷主」には荷主や元請事業者も含まれます。

■ 改正事項

令和元年7月1日から施行

- 荷主の配慮義務が新設されました
 - 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を進行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする義務規定が新設されました。
- 荷主への催告制度が拡充されました
 - 荷主催告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
 - 荷主に対して催告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。
- 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います
 - 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしていない疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
 - 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合には、「要請」や「催告・公表」を行います。
 - トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

※違反原因行為の例

厚生労働省 農林水産省 経済産業省
国土交通省 JTJ 全日本トラック協会 都道府県トラック協会

支援します！
最低賃金の引き上げ

業務改善助成金

三重県最低賃金は、時間額873円です。
10月1日から事業場内最低賃金873円から903円の
事業場が助成金の対象となりました！



事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部(上限50万円から100万円)を助成します。

担当：三重労働局 雇用環境・均等室 電話059-226-2110

三重県労働委員会 個別労働関係紛争のあっせん制度のご案内 ～労使トラブルの解決をお手伝いします～

個別労働関係紛争のあっせんは、個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

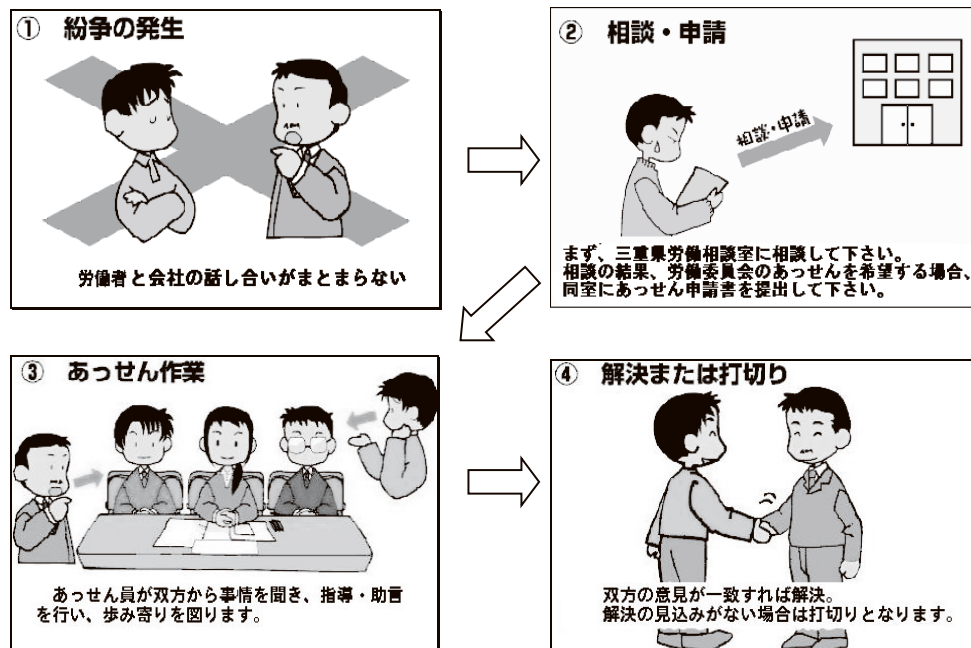
こんなときご利用ください(例示)

- ・ 経営上の理由から配置転換を命じた従業員が、理由もなく拒否している。
- ・ 勤務評定に基づき賞与を減額した従業員から増額を求められ、話し合いがつかない。
- ・ 整理解雇した従業員に何度も説明を行っているが理解してもらえず、裁判所に訴えると言われている。

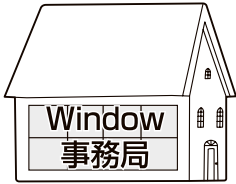
労働委員会のあっせんの方法

あっせん員は、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名の経験豊富な委員が任命されます。あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、紛争解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図ります。その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。

**まず、三重県労働相談室にご相談ください。
あっせんは、三重県労働委員会が行います。**



問い合わせ先	三重県労働委員会事務局	TEL:059-224-3033	FAX:059-224-3053
	(〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階)		
相談・申請窓口	三重県労働相談室	TEL:059-213-8290	
	(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階)		



新会員の紹介

合同会社ラビッツ

事業内容 インターネット広告・Webメディア運営・コンサルティング

代表者 代表社員 石川 貴裕

所在地 愛知県名古屋市中区錦3-11-25
アーク栄錦ニュービジネスビル

電話 050-5875-9337

ホームページ <https://rabbits-llc.co.jp/>



株式会社 CREA

事業内容 コンサルティング業

代表者 代表取締役 柴田 佐織

所在地 松阪市久保町1855-1195

電話 080-1551-1020

ホームページ <http://crea-mie.amebaownd.com/>



れんらく・つうしん

人事・採用担当者勉強会開催のご案内
(インターンシップと就職活動の変化)

～学生の変化、学生と保護者の関係の変化～

日時/令和元年11月8日(金) 13:30~16:30
会場/プラザ洞津 2階 末広の間
津市新町1-6-28 (津新町駅下車西へ徒歩3分)
Tel 059-227-3291

参加会費 ・労務管理改善協力委員会会員 無料
・三重県経営者協会会員企業 1名につき3,000円
・会員外企業 1名につき6,000円

講演テーマ「インターンシップと就職活動の変化」

～学生の変化、学生と保護者の関係の変化～

- ・大学・大学生マーケットの現状と今後
- ・大学からみたインターンシップの現状と今後
- ・大学生の就職に対する意識の現状
- ・インターンシッププログラムの具体例
- ・インターンシップに対する学生の声
- ・インターンシップをどう採用に繋げるのか

講師：名古屋経済大学経済学部教授・
キャリアセンター長 大黒 光一 氏
(元リクルート 就職ジャーナル編集長)

【お申込み・お問合せ先】 三重県経営者協会
〒514-8691 津市丸之内養正町 4-1
森永三重ビル 3階 TEL: 059-228-3557・3679

第21回三重県経営者協会
会員親睦コンペ開催のご案内

日時/令和元年11月20日(水)

場所/松阪カントリークラブ
松阪市下村町 2160 番地
Tel 0598-29-2911

会費/1名 18,000円

(松阪CC会員は、15,000円)

(プレー代・キャディ代・カート代・昼食・茶店・
懇親パーティー・賞品代含む)

人員/5組(20名)

申込書は所定の用紙がございます。

三重県経営者協会事務局

〒514-8691 津市丸之内養正町 4-1

森永三重ビル 3F

TEL: 059-228-3557

Fax: 059-228-3710

申込締切日 令和元年11月1日(金)

女性の方も大歓迎致しております



※詳細につきましては、当協会のホームページをご参照下さい。

ステップアップカフェ「Cotti菜」

5周年記念イベント

“障がい者イニシアティブの
働き方で可能性を広げる”

参加費無料

先着300名様

(事前予約制)

2019年 12月12日(木) 13:30~16:30
(受付13:00~)

三重県総合文化センター 多目的ホール
(津市一身田上津部田1234)

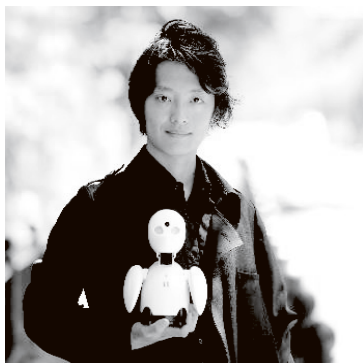
三重県では、障がい者が主体となって活躍できる働き方を進めていくため、
ITの活用や働き方の工夫による先進的な取組を通じて、
障がい者が働く可能性を考えるパネルディスカッションを開催します。
是非ご参加ください。

第1部：パネルディスカッション

ゲストパネリスト

株式会社オリイ研究所
代表取締役 CEO

吉藤 健太郎 氏



※分身ロボット「OriHime」
を活用して遠隔地からの出演

孤独解消を目的とした分身ロボットの研究開発を独自のアプローチで取り組み、自身の研究室を立ち上げ、2012年株式会社オリイ研究所を設立、代表取締役所長。
青年版国民栄誉賞「人間力大賞」、スタンフォード大学E-bootCamp日本代表、ほかAERA「日本を突破する100人」、フォーブス誌が選ぶアジアを代表する青年30人「30 Under 30 2016 ASIA」など。
2018年デジタルハリウッド大学大学院特任教授就任。

ゲストパネリスト

Sign with Me
代表 柳 匡裕 氏



一般社団法人ありがとらの種代表理事。グラフィックデザイナーや車両研究開発、障害者就労支援業を経て、障害者の就労に対する厳しい現実を体感。障害者が「ありがとう」といわれ、自尊心をもてる社会の実現を目指し、スープカフェを開業。そしてろう児の学習を支援する児童発達・放課後等デイサービスも開設。
現在は3つの大学で非常勤講師も務めています。



Cotti菜
総括責任者
豊田 悦子 氏



三重県知事
鈴木 英敬

第2部：交流タイム

【主催】三重県 【共催】三重労使雇用支援機構、三重県経営者協会、日本労働組合総連合会三重県連合会
【問い合わせ】三重県雇用経済部雇用対策課 TEL:059-224-2510

ご存知ですか…こんな機関？

出向・移籍支援事業

「失業なき労働移動」をめざして

人材
送出
企業

- 人員に余剰感がある
- 雇用調整を検討している

- 一時的に仕事量が減り社員の出向先を探しておられる企業
- 支店閉鎖、工場閉鎖などで社員の移籍先を探しておられる企業
- 工場移転を計画されており人材の過不足が発生する企業
- 不採算部門があり人材の移動を考えておられる企業
- 事業規模の縮小を計画されている企業

産業雇用
安定センター
三重事務所

送出情報の
収集・登録

受入情報の
提供

受入情報の
収集・登録

送出情報の
提供

企業ごとの話し合い・面接

出向・移籍の成立

無料

人材
受入
企業

- 事業の拡大、欠員発生などにより、必要な要員を確保したい企業
- 新規部門に精通した人材を採用したい
- 経験豊富な即戦力の人材を確保したい企業

- 人員が不足している
- 人材の補充を検討している

当センターをご利用いただく場合は
前もってご連絡ください。

公益財団法人
産業雇用安定センター 三重事務所
TEL 059-225-5449

業務日誌
(2019.7.9)

業務日誌	とき	ところ
労務管理改善協力委員会 第1部会	7/24 (水)	プラザ洞津
中部経協三県連携事業 新入社員フォロー研修第1回「社会人基礎力を身につける」	7/26 (金)	プラザ洞津
中部経協三県連携事業 階層別研修第1回「管理職マネジメント基礎講座」 ～グローバル時代に求められるビジネスパーソン像と管理職の育成～	8/ 2 (金)	アスト津
三重県「産・学」就職情報交流会 in 関西	8/ 6 (火)	京都産業大学・立命館大学大いばらきキャンパス・京都橘大学
三重県「産・福・学」障がい者雇用就職情報交流会	8/22 (木)	伊勢庁舎
	8/27 (火)	三重県総合文化センター
働き方改革セミナー	9/ 5 (木)	プラザ洞津
第62回三重労使会議	9/12 (木)	三重県総合文化センター
労務管理改善協力委員会 第2部会	9/18 (水)	三重県勤労者福祉会館



三重県経営者協会

TEL 059-228-3557

FAX 059-228-3710

ホームページ

<http://miekeikyo.jp>

E-mail

info@miekeikyo.jp

2019年10月25日 発行
発行人／三重県経営者協会

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F